

安田女子大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、安田女子大学学則第2条の2第2項の規定に基づき、安田女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 本学大学院は、建学の精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展と人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする。

(教育内容及び方法の改善のための組織等)

第1条の3 本学大学院は、前条の目的を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の点検及び評価並びに教育内容及び方法の改善を図るために必要な事項は、別に定める。

(課程)

第2条 本学大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程（薬学研究科を除く。）は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 前項の博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

5 博士後期課程及び薬学研究科博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第3条 本学大学院に、次の表のとおり研究科、課程及び専攻を置く。

研究科	課程	専攻
文学研究科	博士課程	日本語学日本文学専攻
		英語学英米文学専攻
		教育学専攻
家政学研究科	修士課程	健康生活学専攻
薬学研究科	博士課程	薬学専攻

2 各研究科及び専攻ごとの目的に関し必要な事項は、別に定める。

(標準修業年限)

第4条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 薬学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第4条の2 本学大学院における在学期間は、特例を除き修士課程及び博士前期課程にあつては4年を、博士後期課程にあつては6年を、薬学研究科博士課程にあつては8年をそれぞれ超えることはできない。

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程			
		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	日本語学日本文学専攻	6名	12名	2名	6名
	英語学英米文学専攻	6名	12名	2名	6名
	教育学専攻	18名	36名	5名	15名
	計	30名	60名	9名	27名

研究科	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
家政学研究科	健康生活学専攻	3名	6名
	計	3名	6名

研究科	専攻	博士課程	
		入学定員	収容定員
薬学研究科	薬学専攻	2名	8名
	計	2名	8名

第2章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条 現職教員又は教育関係機関等の在職者である第2年次の学生については、当該研究科委員会が教育上特別の必要があると認める場合には、修士課程又は博士前期課程において夜間その他特定の時間又は時期に授業及び研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 薬学研究科博士課程において、研究科委員会が教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業及び研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育課程及び履修方法)

第8条 各研究科及び専攻の授業科目及び単位数並びに履修方法は、別表のとおりとする。

2 研究指導の内容については、各研究科及び専攻において定める。

第9条 学生は、履修する各自の研究分野を定めて、その目的に適するよう研究指導教員の指示により、授業科目を履修するものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第10条 本学大学院が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

第11条 本学大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、10単位を超えないものとする。

3 既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第12条 本学大学院が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業

科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したものとみなすことができる。

(単位の認定)

第13条 履修授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告によるものとする。

第14条 授業科目の成績は、優、良、可、不可の評語をもって表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第14条の2 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認める者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第15条 削除

第15条の2 博士課程（薬学研究科を除く。）の修了要件は、本学大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、博士前期課程において修得した単位のほかに、博士後期課程の所定の授業科目を10単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認める者については、本学大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第14条の2ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の修了要件は、本学大学院に博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認める者については、本学大学院に3年（博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第24条第2項第2号から第4号までの規定により、本学大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、本学大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認める者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第15条の3 薬学研究科博士課程の修了要件は、本学大学院に4年以上在学し、博士課程の所定の授業科目を32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。

(学位論文及び最終試験)

第16条 最終試験は、学位論文を中心として、これと関連ある科目について行うものとする。

第17条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科委員会において審査する。

- 2 審査方法については、別に定める。

(学位の授与)

第18条 本学大学院の課程を修了した者に、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与する。
- 3 学位の授与については、別に定める。

第4章 教職免許

(教職免許)

第19条 本学大学院において、教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。ただし、当該免許状に該当する一種免許状の取得資格を有する者に限る。

2 本学大学院において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
文学研究科	日本語学日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	書道
文学研究科	英語学英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
文学研究科	教育学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		小学校教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	
家政学研究科	健康生活学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月19日まで

後期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第22条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業 2月1日から4月3日まで
- (4) 夏季休業 8月1日から9月19日まで
- (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

第6章 入学、休学、退学、除籍、転学、再入学及び留学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第24条 修士課程又は博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 3 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 6年制の薬学部を卒業した者
 - (2) 4年制の薬学部を卒業した者で、修士（薬学系）の学位を有するもの又は医療機関等で2年以上の実務経験を有するもの
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学）を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、薬学研究科において、薬学研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(入学の出願)

第25条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに所定の手続をしなければならない。

(入学の選考)

第26条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続)

第27条 入学試験に合格し、所定の期日までに所定の手続を完了した者に対しては、入学を許可する。

(休学)

第28条 病気その他止むを得ない理由により修学できないときは、保証人連署の上、願い出て、休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認められた学生に対して学長は、休学を命ずることができる。

第29条 休学の期間が満了の場合又は休学期間中であっても休学の事由が消滅した場合は、保証人連署の上、願い出て、復学することができる。

2 病気により休学した者が復学しようとするときは、復学願に医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第30条 休学の期間は、通算して修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年、薬学研究科博士課程にあつては4年をそれぞれ超えることができない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第31条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条の2 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長はこれを除籍することができる。

- (1) 第4条の2の在学期間を経過しても、なお修了の認定が得られない者
- (2) 第30条に定める休学期間を超えた者
- (3) 授業料その他納付金の納入を怠り、催促を受けてもなお納入しない者

2 前項第3号に規定する授業料等の未納者に係る除籍手続に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第32条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 他の大学院から転学を希望する者については、試験の上、許可することがある。

(再入学)

第33条 第31条の規定により本学を退学した者又は第31条の2第1項第2号若しくは第3号の規定により本学を除籍された者が同一研究科の同一専攻に再入学を願い出たときは、学長は、入学を許可することがある。

2 再入学の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第34条 外国の大学院に留学を志望する者は、学長の許可を得て、留学することができる。

2 前項の留学期間は、第4条に定める修業年限に含めることができる。

第7章 懲戒

(懲戒)

第35条 学生が本学の学則その他の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、学長が当該研究科委員会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

2 前条及び前項に規定する懲戒の処分の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第37条 削除

第8章 科目等履修生、委託生、研究生及び特別聴講学生等

(科目等履修生、委託生及び研究生等)

第38条 本学大学院に科目等履修生、委託生、研究生及び特別研究生を入学させることがある。

2 科目等履修生等に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第39条 他の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を認めた学生は、特別聴講学生と称する。

第9章 授業料等諸納付金

(授業料等諸納付金)

第40条 学生は、次の授業料及び諸納付金を所定の期日までに納付しなければならない。

- (1) 入学検定料 20,000円
- (2) 入学料 190,000円
- (3) 授業料

研究科	課程	専攻等	金額 (年額)	
文学研究科	博士前期課程	日本語学日本文学専攻	660,000円	
		英語学英米文学専攻	660,000円	
		教育学専攻	教育学・心理学コース	660,000円
			臨床心理学コース	700,000円
	博士後期課程	日本語学日本文学専攻	660,000円	
		英語学英米文学専攻	660,000円	
教育学専攻		660,000円		
家政学研究科	修士課程	健康生活学専攻	710,000円	
薬学研究科	博士課程	薬学専攻	810,000円	

- 2 実習等に関する諸経費は、別に定めるところにより徴収する。
- 3 既に収めた納付金は、理由の如何にかかわらず一切これを返還しない。
- 4 休学した者の授業料及び諸納付金は、免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。
- 5 退学を許可された者又は転学を許可された者は、その期の授業料及び諸納付金を納入しなければならない。
- 6 停学を命ぜられた者は、その期間中、授業料及び諸納付金を納入しなければならない。

第41条 授業料等諸納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教員組織及び審議機関

(研究科担当教員)

第42条 本学大学院における授業及び研究指導は、教授が担当する。ただし、特別の事情がある場合は、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

(審議機関等)

第42条の2 本学大学院に、本学大学院に関する事項を審議する機関として大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、学長が次の各号に掲げる全学的な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了に関する基本的な事項
 - (2) 学位の授与に関する基本的な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する全学的な事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 大学院委員会の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

第43条 各研究科に、当該研究科に関する事項を審議する機関として研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長が次の各号に掲げる当該研究科に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び当該研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 研究科委員会の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

第44条 削除

第45条 削除

第46条 削除

(代議員会等)

第46条の2 大学院委員会に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条に規定された代議員会等（審議機関）を置くことができる。

2 大学院委員会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、大学院委員会の議決とすることができる。

3 代議員会等の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(雑則)

第47条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学者から適用する。ただし、第40条第1項第4号の施設設備費については、平成7年度以前の入学者についても適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の第40条第1項第3号については、平成9年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条第1項の別表については、平成19年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、家政学研究科の平成25年度の収容定員及び薬学研究科の平成25年度から同27年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学研究科 健康生活学専攻	3名	3名	—	—	—	—
薬学研究科 薬学専攻	2名	2名	2名	4名	2名	6名

附 則

- 1 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則による改正後の安田女子大学大学院学則第40条第1項第3号の規定に係る授業料の改正部分については、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則による改正後の安田女子大学大学院学則（以下「新学則」という。）第14条の2本文の規定に係る修士課程及び博士前期課程の修了要件並びに第15条の2第1項本文の規定に係る博士課程の修了要件については、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生に係る修了要件については、なお従前の例による。
- 3 新学則別表の規定に係る教育課程については、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則による改正後の安田女子大学大学院学則（以下「新学則」という。）第40条第1項第3号の規定に係る授業料の改正部分については、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 新学則別表の規定に係る教育課程については、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。